

## Ⅷ 用語解説

### 1 会計の区分に関する用語解説

#### ○一般会計

一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計であり、特別会計以外のすべての経費は一般会計で処理しています。

#### ○特別会計

特別会計とは、一般会計に対し、特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計で、法律で特別会計とすることが決められている国民健康保険事業会計や老人保健事業会計などの事業会計や、市町村が独自に設けている交通災害共済事業会計、土地取得会計など普通会計に属する特別会計、さらには競馬・競輪などの収益事業会計や公営企業会計に区分されます。

#### ○普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち公営事業会計に係るもの以外のものの純計額です。

個々の市町村ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な掌握及び比較が困難であることから、地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分です。

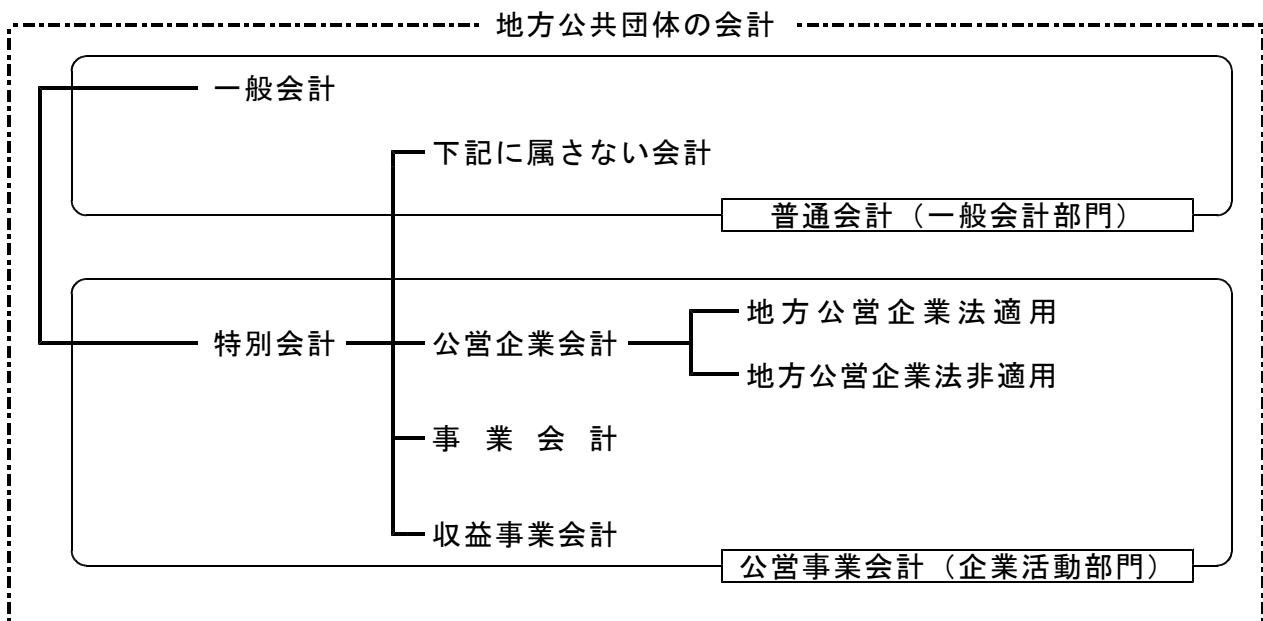
#### ○公営事業会計

公営事業会計とは、普通会計と同じく地方財政統計上便宜的に用いられる会計区分で、次の公営企業や事業に係る会計の総称です。

- ①地方財政法施行令第46条に掲げる事業（水道、病院、交通、下水道事業など）や駐車場整備、介護サービス事業などに係る公営企業会計
- ②収益事業会計、国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計、農業共済事業会計、交通災害共済事業会計、公立大学附属病院事業会計

#### ○公営企業会計

公営企業会計とは、水道事業や病院事業など地方公共団体が経営する事業に係る会計であり、これらの会計には、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部または財務規定等を適用し、民間企業に準じた経理を行うもの（法適用企業）と、地方公営企業法を適用せず、経理を官庁会計方式で行うもの（法非適用企業）があります。



## 2 普通会計に関する用語解説

### ○形式収支

形式収支とは、歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額をいいます。

歳入決算総額－歳出決算総額

### ○実質収支

実質収支とは、当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。通常、「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断します。

形式収支－翌年度へ繰り越すべき財源

### ○単年度収支

単年度収支とは、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額をいいます。実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のことです。

当該年度実質収支－前年度実質収支

### ○実質単年度収支

実質単年度収支とは、単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額をいいます。

単年度収支＋財政調整基金積立額＋地方債繰上償還額－財政調整基金取崩し額

#### ※ 実質収支と実質単年度収支の相違点

- ・ 実質収支には前年度以前からの収支の累積が含まれています。
- ・ 前年度からの影響を遮断し、当該年度のみの実質的な収支状況を示したものが実質単年度収支です。
- ・ 実質収支が黒字であっても、実質単年度収支が赤字であれば、前年度までの黒字により当該年度が黒字となっていることを示しています。そのため、この状態が続けば、やがて実質収支も赤字となります。
- ・ 地方財政の健全性（決算収支の均衡）の判断は、実質収支が黒字か否かを見るだけでは不十分です。実質収支が前年度と比べてどう増減したのか（単年度収支）に加え、それに基金の積立てや取崩し・地方債の繰上償還などを考慮した場合はどういう状況なのか（実質単年度収支）ということをあわせて見る必要があります。

## ○一般財源

財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものを一般財源といます。地方税、地方譲与税、地方特例交付金等及び地方交付税の合計額となっています。

## ○一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたものをいいます。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれます。

## ○経常一般財源

経常一般財源とは、毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用できる収入をいいます。

具体的には、市町村税（目的税を除く。）、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金、地方特例交付金等、普通交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないものをいいます。

## ○義務的経費

義務的経費とは、地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費をいいます。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっています。

## ○投資的経費

投資的経費とは、道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費をいいます。普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっています。

## ○経常収支比率

経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合をいいます。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

$$\frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源（地方税＋普通交付税等）} + \text{減収補填債特例分} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

## ○基準財政収入額

基準財政収入額とは、普通交付税の算定に用いるもので、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を算定するものであり、一定の方法で算出します。

## ○基準財政需要額

基準財政需要額とは、普通交付税の算定基礎となるもので、各地方公共団体が、合理的かつ妥当な水準における行政を行い、又は施設を維持するための財政需要を算定するものであり、各行政項目ごとに、一定の方法により算出します。

## ○財政力指数

財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

## ○標準財政規模

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額です。なお、地方財政法施行令附則の規定により、臨時財政対策債の発行可能額も含まれます。

$$\text{標準税収入額等} + \text{普通交付税} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

## ○実質赤字比率

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率をいいます。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じて、11.25%～15%以上の団体については財政健全化計画、20%以上の団体については財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取組を進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

※実質赤字額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

## ○連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率をいいます。すべての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政規模に応じて、16.25%～20%以上の団体については財政健全化計画、30%以上の団体については財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取組を進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額

イ：一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ：公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

ハ：一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ：公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額が生じた会計の資金の剰余額の合計額

## ○実質公債費比率

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値です。借入金（地方債）の返還額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となります。また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、25%以上の団体については財政健全化計画、35%以上の団体については財政再生計画をそれぞれ策定し、財政の健全化または財政の再生に係る取組を進めていかなければなりません。

$$\frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

※準元利償還金：イからホまでの合計額

イ：満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額

ロ：一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ：組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ：債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ：一時借入金の利子

## ○将来負担比率

将来負担比率とは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、350%以上の団体は財政健全化計画を策定し、財政の健全化に向けた取組を進めていかなければなりません。

$$\frac{\text{将来負担額一（充当可能基金額＋特定財源見込額）} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額}}{\text{標準財政規模一（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

※将来負担額：イからヌまでの合計額

イ：一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

ロ：債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）

ハ：一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額

ニ：当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担見込額

ホ：退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額

ヘ：地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

ト：当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額

チ：設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

リ：連結実質赤字額

ヌ：組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

※充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

# 公営企業会計に関する用語解説

## ○法適用・法非適用

地方公営企業法（以下「法」という。）の全部又は財務規定等を適用し、経理事務を企業会計方式で行っているものを法適用企業とといいます。

法適用企業には、上水道、交通、病院事業などのように法の適用が義務づけられているもののほか、法の適用を条例で定めたものがあります。

また、地方財政法施行令第46条に掲げる事業（下水道や簡易水道事業など）や駐車場整備、介護サービス事業などのうち、法を適用せず、経理事務を官庁会計方式で行っているものを法非適用企業とといいます。

## ○収益的収支・資本的収支

法適用企業の経理は、経営活動に係る収益的収支と資産の取得や資本の増減に係る資本的収支を区別して行います。

法非適用企業においては経理上の区別はありませんが、便宜上、法適用企業に準じ、収益的収支と資本的収支を分けて統計報告が行われています。

収益的収入の主なものは、料金収入などの営業収益や一般会計補助金などの営業外収益です。

収益的支出の主なものは、事業運営に必要な人件費、物件費などの営業費用や支払利息などの営業外費用です。

収益的支出の中には、減価償却費のように現金の支払いが伴わない経費がありますので、収益的収支が赤字であっても、必ずしも資金（現金）が不足しているということではありません。

## ○減価償却費

「減価償却」とは、時の経過に伴い価値が下がっていく資産について、その時の経過に合わせて費用化していくことをいいます。

その資産が利用に耐えられるおおよその期間を「耐用年数」といい、財務省令によりその年数が定められています。

資産の取得価額を基に、耐用年数を使用して減価償却費が計算されます。

## ○経常収支

経常収支は、（営業収益＋営業外収益）から（営業費用＋営業外費用）を差し引いたものです。

その結果がプラスであれば経常利益、マイナスであれば経常損失とといいます。

## ○決算規模

決算規模は、法適用企業においては『総費用（営業費用＋営業外費用＋特別損失）－減価償却費＋資本的支出』、法非適用企業においては『総費用（営業費用＋営業外費用）＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金』により算出しています。

なお、資本的支出とは、建設改良費や企業債償還金などをいいます。

## ○建設投資額

建設投資額は、資本的支出の「建設改良費」をいいます。

## ○累積欠損金

法適用企業において、経営活動によって欠損金が生じた場合、繰越利益剰余金や利益積立金等で補てんすることとされていますが、それでもなお補てんしきれなかった各事業年度の欠損金が累積したものを累積欠損金とといいます。

## ○不良債務

不良債務は、法適用企業において、流動負債（一時借入金、未払金など）の額が流動資産（現金、預金など）の額（翌年度へ繰越される支出の財源充当額を除く。）を超える額のことをいいます。

不良債務をもって経営状況の判断基準とするのは、収益的収支は黒字（純利益）でも、資本的収支で大幅に支出超過となっている場合があり、不良債務によれば収益的・資本的両収支を合わせた資金繰りを判断できるからです。

なお、「不良債務比率」とは営業収益に対する不良債務の割合を表すものです。

## ○実質赤字・黒字

実質赤字・黒字は、法非適用企業における法適用企業の不良債務にあたるものとして、年度における実質的な収入と支出の差額を算出したものです。

具体的には、収益的収支と資本的収支の合算額に、前年度繰越金などを加え、積立金や前年度繰上充用金を控除して算出します。

なお、「赤字比率」とは営業収益に対する実質赤字の割合を表すものです。

## ○資金の不足額

資金の不足額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に基づき、公営企業会計ごとに算定することとされ、法適用企業の不良債務や法非適用企業の実質赤字額に、収益的支出にあてた企業債の現在高を加算し、将来において解消可能な資金の不足額を控除するなどして算出します。

解消可能な資金の不足額とは、事業の性質上、一定期間構造的に資金の不足額が生じる場合において、経営の健全性を判断するにあたり、それを資金の不足額から控除するのが適当と認められる額です。

例えば、初期投資が大きく、耐用年数の長い事業において、企業債の償還期間と減価償却期間との差により減価償却費を上回った元利償還金などがこれにあたります。

このほか、宅地造成事業においては、さらに造成地の販売見込額を控除して、資金の不足額を算定することとされています。

なお、「資金不足比率」とは公営企業の事業規模（営業収益から受託工事収益を控除したもの）に対する資金の不足額を表すものです。

## ○基準内繰入金・基準外繰入金

地方公営企業は、企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則とされます。

しかし、地方公営企業法上、

①その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

（例：公共の消防のための消火栓に要する経費）

②その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

（例：へき地における医療の確保を図るために設置された病院に要する経費）



等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されています。

この繰出基準に沿って各事業会計に繰り入れされる一般会計等繰出金を基準内繰入金、基準額を超える繰出金及び繰出基準の事由以外の繰出金を基準外繰入金と呼びます。